

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月10日

【会社名】 株式会社加藤製作所

【英訳名】 KATO WORKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 公康

【本店の所在の場所】 東京都品川区東大井1丁目9番37号

【電話番号】 03(3458)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務統括部長 柳原 秀匡

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東大井1丁目9番37号

【電話番号】 03(3458)1111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務統括部長 柳原 秀匡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は2024年6月20日開催の取締役会において、当社の特定子会社である加藤中駿（廈門）建機有限公司を解散及び清算することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

その後、解散及び清算を円滑に進めるため少数株主の保有する49%を追加取得し完全子会社化しましたが、2026年7月10日開催の当社取締役会において、同社の取得を検討していた中国国内企業との間で条件面での合意が図れたことから同社の解散・清算を取りやめ、当社が有する全持分を譲渡することについて決議いたしました。

そのため、臨時報告書の記載事項の一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、当該臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

1 提出理由

2 報告内容

(3)当該異動の理由及びその年月日

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

### 1 【提出理由】

当社は、2024年6月20日開催の取締役会において、当社の特定子会社である加藤中駿（廈門）建機有限公司を解散及び清算することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 加藤中駿（廈門）建機有限公司

住所 : 中国福建省廈門市集美区

代表者の氏名 : 董事長 坂東 保則

資本金 : 3,000 万人民币元

事業の内容 : 油圧ショベル等の製品及び部品の製造販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 1,530万人民币元

異動後 : - 人民币元

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 51%

異動後 : - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当該特定子会社の解散及び清算に伴い、当社の特定子会社に該当しないことになるため。

異動の年月日 : 解散及び清算の日程につきましては、現地の法令に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定であります。

(訂正後)

## 1【提出理由】

当社は2024年6月20日開催の取締役会において、当社の特定子会社である加藤中駿（厦門）建機有限公司を解散及び清算することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

その後、解散及び清算を円滑に進めるため少数株主の保有する49%を追加取得し完全子会社化しましたが、2026年7月10日開催の当社取締役会において、同社の取得を検討していた中国国内企業との間で条件面での合意が図れたことから同社の解散・清算を取りやめ、当社が有する全持分を譲渡することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 加藤中駿（厦門）建機有限公司  
住所 : 中国福建省厦門市集美区  
代表者の氏名 : 董事長 坂東 保則  
資本金 : 3,000 万人民币元  
事業の内容 : 油圧ショベル等の製品及び部品の製造販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 3,000万人民币元

異動後 : - 人民元

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100%

異動後 : - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当該特定子会社の持分譲渡に伴い、当社の特定子会社に該当しないことになるため。

異動の年月日 : 2026年10月（予定）

以上